

平成30年度
石巻市太陽光発電等普及促進事業
補助金申請の手引き

【申請受付期間】

平成30年5月14日(月)～平成31年3月29日(金)

※予算額に達し次第、受付は終了とさせていただきます。

【補助対象システム】

- ・太陽光発電システム
- ・定置用蓄電池
- ・エネルギー管理システム (HEMS)

【受付窓口・お問い合わせ先】

石巻市生活環境部環境課 環境保全グループ
〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎3階
電話番号：0225-95-1111 (内線 3367・3368・3369)
FAX 番号：0225-22-6120
電子メール：isenv@city.ishinomaki.lg.jp
ホームページ：http://www.city.ishinomaki.lg.jp

【受付・お問い合わせ時間】

午前：8時30分～12時00分

午後：12時45分～17時00分

※土曜・日曜・祝日は、閉庁日のため受付をお休みとさせていただきます。

平成30年4月

石巻市生活環境部環境課

《目次》

1 目的	1
2 申請の流れ	1
3 補助対象者と補助対象システム	2
4 補助金交付額	3
5 申請に必要な書類	4
6 注意事項	7

《様式関係》

「石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)」

「石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書(様式第2号)」

「石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム確認書(様式第3号)」

「対象システムを設置した建物の所有者の承諾書」

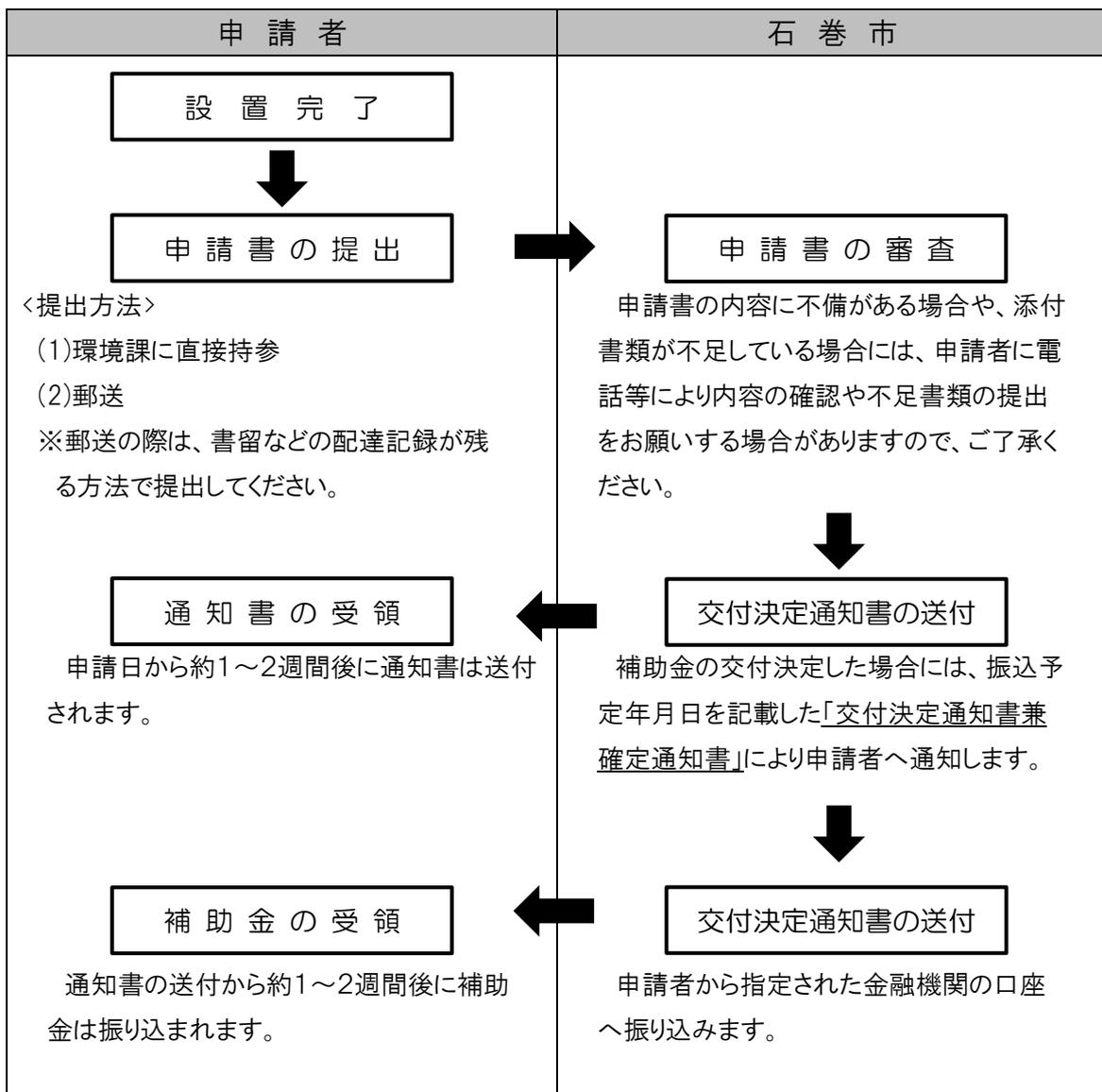
「領収書内訳」参考様式

1. 目的

自然エネルギーの利用を促進することにより、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化の防止に資するとともに、市民の皆様の環境に対する意識の高揚を図ることを目的として行うもので、太陽光発電システム、定置用蓄電池(蓄電システム)、エネルギー管理システム(HEMS)を設置した方に対し、予算の範囲内で補助を行うものです。

太陽光発電システム、蓄電システム、HEMS設置後、3つ同時でも申請することができます。また、太陽光発電システムのみを設置していた方が、新たに蓄電システムまたはHEMSを設置した際に限り、蓄電システムまたはHEMSにかかる補助金を申請することができます。

2. 申請の流れ



3. 補助対象者と補助対象システム

※ 平成29年度内(平成29年4月1日～平成30年3月31日)に対象システムの設置を完了した方で、設置年度内に補助金の交付申請をすることができなかった方も補助の対象となります。

(1)太陽光発電システム

補助対象者	補助対象システム
① 石巻市内に住所を有する個人または、石巻市内に事務所等を置く法人(個人事業主を含む。)のいずれかであり、石巻市内において自らの住居または、店舗・事業所等として使用している建物に対象システムを設置している方。 ② 全ての市税に滞納がない方。 ③ 平成29年4月1日以後に電力受給契約を締結している方。	① 太陽電池による発電装置であり、住宅、店舗、事業所等(賃貸共同住宅及び分譲共同住宅を除く。)屋根等への設置が適しているもの。 ② 系統連系電圧は「低圧」で、配線方法は「余剰配線」としているもの。 ③ 未使用品であるもの。

(2)定置用蓄電池(蓄電システム)

補助対象者	補助対象システム
① 石巻市内に住所を有する個人または、石巻市内に事務所等を置く法人(個人事業主を含む。)のいずれかであり、石巻市内において自らの住居または、店舗・事業所等として使用している建物に対象システムを設置している方。 ② 全ての市税に滞納がない方。 ③ 電力会社と太陽光発電システムにかかる電力受給契約を締結している方。 ④ 平成29年4月1日以後に蓄電システムを設置完了している方。	① 常時、太陽光発電システムと接続しているもの。 ② 一箇所に固定して使用しているもの。 ③ 未使用品であるもの。

(3)エネルギー管理システム(HEMS)

補助対象者	補助対象システム
① 石巻市内に住所を有する個人または、石巻市内に事務所等を置く個人事業主のいずれかであり、石巻市内において自らの住居または、店舗・事業所等として使用している建物に対象システムを設置している方。 ② 全ての市税に滞納がない方。 ③ 電力会社と太陽光発電システムにかかる電力受給契約を締結している方。 ④ 平成29年4月1日以後にHEMSを設置完了している方。	① 常時、太陽光発電システムと接続しているもの。 ② 空調、照明等の電力使用量を個別に計測及び蓄積できるもの。 ③ 空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有しているもの。 ④ 未使用品であるもの。 ※ BEMSシステム等は補助対象外です。

4. 補助金交付額

(1)太陽光発電システム

個人の場合	事業者の場合
設置した太陽光発電システムにおける太陽電池の公称最大出力に <u>1kW 当たり20,000円</u> を乗じて得た金額。 (上限 80,000 円、千円未満切り捨て)	設置した太陽光発電システムにおける太陽電池の公称最大出力に <u>1kW 当たり20,000円</u> を乗じて得た金額。 (上限 200,000 円、千円未満切り捨て)

(2)定置用蓄電池(蓄電システム)

個人の場合	事業者の場合
設置した蓄電システムにおける容量に <u>1kWh 当たり25,000円</u> を乗じて得た金額。 (上限 100,000 円、千円未満切り捨て)	設置した蓄電システムにおける容量に <u>1kWh 当たり25,000円</u> を乗じて得た金額。 (上限 250,000 円、千円未満切り捨て)

(3)エネルギー管理システム(HEMS)

個人・個人事業主
HEMSの設置にかかった費用。(上限 30,000 円)

5. 申請に必要な書類

- (1) 個人の申請の場合で、建物の名義が申請者以外の場合、「対象システムを設置した建物の所有者の承諾書」が必要となります。
- (2) 必要書類の詳細に関しては、次項から記載されております。

－ チェックリスト －

No.	チェック	準備いただく書類	太陽光	蓄電池	HEMS	書類に関して
1	<input type="checkbox"/>	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)	●	◎	◎	原本1部
2	<input type="checkbox"/>	補助金振込先金融機関口座の通帳の写し	●	◎	◎	写し1部
3	<input type="checkbox"/>	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書(様式第2号)	●	◎	◎	証明を受けた書類1部
4	<input type="checkbox"/>	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム確認書(様式第3号)	●	◎	◎	原本1部
5	<input type="checkbox"/>	対象システムの費用の内訳が記載された「工事請負契約書」または「住宅売買契約書」	●	●	●	写し1部
6	<input type="checkbox"/>	設置費に係る領収書	●	●	●	写し1部
7	<input type="checkbox"/>	対象システムを構成する機器の型式、出力等が確認できる書類	●	●	●	写し1部
8	<input type="checkbox"/>	対象システムの設置状態(設置された太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)を示すカラー写真または対象システムの配置図(写真により太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合に限る。)	●	—	—	1部
9	<input type="checkbox"/>	電力受給契約確認書	●	—	—	写し1部
10	<input type="checkbox"/>	対象システムが太陽光発電システムと接続していることがわかる書類の写し	—	●	●	配線図、写真等
11	<input type="checkbox"/>	対象システムの設置状態がわかるカラー写真	—	●	●	1部

●印 … 必ず必要な書類

◎印 … 太陽光、蓄電池、HEMS のいずれかを併せて申請する場合、重複提出が不要な書類

【提出書類に関して】

提出書類	説明
No.1 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の印鑑及び捺印を押印願います。 ※ 印鑑と捺印は同じものを押印してください。 ・ 訂正する場合は、訂正箇所の上に二重線を引き、訂正印(上記印と同じもの)を押印してください。 ※ 「交付申請額」欄の金額の訂正は不可となっております。
No.2 補助金振込先金融機関口座の通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振込先の金融機関名、支店、預金区別、口座番号、口座名義人がわかるページ(通帳の表紙と表紙をめくってすぐの見開きページ)の写しの添付をお願いいたします。 ・ 口座名義人は、申請者名義のものに限ります。
No.3 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書(様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第2号を2部作成し、証明書として交付された1部を環境課に提出してください。また、全ての市税について非課税の方は、現年度分の「市県民税非課税証明書」の交付を受けてください。 ・ ■申請場所: 市役所3階 市民税課、各支所、各総合支所 市民生活課 ■手数料: 証明書1部につき300円 ■委任状: 窓口に来られた方が代理人の場合に必要となります。 ■提出期限: 補助金申請日前3か月以内のもの ・ 市外から石巻市に平成30年1月1日以降に転入した方のうち、申請時に石巻市において市県民税・固定資産税・軽自動車税の課税履歴がない方は、全居住地の納税証明書(滞納がないことの証明)または非課税証明書を提出願います。 ・ 事業者の方が証明を受ける場合は、氏名(名称)の隣に代表者印(法人登記してある法務局に登録されている法人代表者の印または法人名が入った支店長、営業所長等の印でも可)を押印してください。

提出書類	説明
No.4 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム確認書(様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置施工業者(工事請負または住宅売買契約業者を含む。)等が作成、印鑑及び捺印を押印したものを提出してください。 ※ 印は、契約書及び領収書と同じ印を押印願います。
No.5 対象システムの費用の内訳が記載された「工事請負契約書」または「住宅売買契約書」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光、蓄電池、HEMSのいずれかを併せて申請し、同一の契約である場合、書類の重複提出は不要です。単独で申請する場合は、必要となります。 ・ 契約者は申請者本人に限られます。(連名でも可) ※ 申請者と契約者が異なる場合には、「申立書(任意様式)」の提出が必要となります。 ・ 契約書で対象システムの設置費用が確認できない場合には、対象システムの設置費用が確認できる書類(内訳書等)を添付してください。
No.6 設置費に係る領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書で対象システムの設置費用が確認できない場合には、領収書内訳等の対象システムの設置費用が確認できる書類を添付してください。 ・ ローン契約を締結して購入した場合には、その契約書の写しを提出してください。
No.7 対象システムを構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■太陽光 設置した太陽光パネルの出力、型式、枚数等が確認できる書類(主に出力対比表)。 ■蓄電池 対象システムを構成する機器の型式、容量等が確認できる書類(カタログ等)。 ■HEMS 対象システムを構成する機器の型式等が確認できる書類(カタログ等)
No.8 対象システムの設置状態(設置された太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)を示すカラー写真または対象システムの配置図(写真により太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システムに関して、設置した太陽光モジュールの枚数及び配置が確認できるカラー写真または書類。

提出書類	説明
No.9 電力受給契約確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力会社が発行したもの ・ 契約者は申請者本人に限られます。 ・ 電力受給契約開始日が平成29年4月1日以後になっていることを確認の上、提出願います。 ・ 系統連系電圧が【低圧】で、配線方法が【余剰配線】のものに限り申請することができます。
No.10 対象システムが太陽光発電システムと接続していることがわかる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システムと対象システムが接続されていることがわかる配線図または、写真等の書類を添付してください。 ※ HEMSの場合は、太陽光発電システムとの接続がわかるモニターの写真でも可。
No.11 対象システムの設置状態のわかるカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象システムの設置状態がわかるカラー写真を1部添付してください。

6. 注意事項

<個人の場合>

- ・ 「市内に住所を有する」とは、申請時に市内に住民登録をしていることをいいます。
- ・ 「全ての市税に滞納がないこと」とは、申請時に市県民税・固定資産税・軽自動車税の未納がないことをいいます。
- ・ 「自らの住居」とは、申請者が自ら所有し居住している住宅をいいますが、住宅の所有権は申請者の親等が保有していても実際の維持管理は申請者が行っている場合も含むこととします。後者の場合は、「対象システムを設置した建物の所有者の承諾書」の提出が必要となります。
- ・ 太陽光発電システム等は、申請者自らの名義で購入したものに限りです。この場合において、ローン契約を締結して購入しているものも含むこととします。
- ※ リース契約で使用するものに関しては、補助対象外となります。

<事業者の場合>

- ・ 「石巻市内に事務所等を置く」とは、申請時に市内に事業所を有していることをいいます。
- ・ 店舗、事業所と住宅を兼用している場合は、個人の住宅用での申請となります。
- ・ 「全ての市税に滞納がないこと」とは、申請時に法人市県民税(法人でない場合は、申請者の市県民税とします)・固定資産税・軽自動車税の未納がないことをいいます。
- ・ 太陽光発電等システムは、申請者自らの名義で購入したものとします。この場合において、ローン契約を締結して購入しているものも含むこととします。
- ※ リース契約により使用するものに関しては、補助対象外となります。

<対象システム関係>

- ・ 補助金の交付は同一建物に設置する各システムにつき1台かつ1回限りです。
(増設は、同システムに一度も補助を受けていない場合は、対象年度内の増設分のみ対象。)
- ・ 無償(サービス)で提供されたシステムは補助対象外です。